

◎佐賀県条例第21号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (佐賀県漁港管理条例の一部改正)

第1条 佐賀県漁港管理条例(昭和48年佐賀県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>(昭和25年法律第137号)第26条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 知事は、漁港の区域内の陸域(<u>漁港漁場整備法</u>第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。)の一部を漁港施設の保全のために必要な限度において、行為制限区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定を受けた区域内において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、<u>漁港漁場整備法</u>第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の特定漁港漁場整備事業計画によってする行為及び規則で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(指定船舶についての制限)</p> <p>第9条 <u>漁港漁場整備法</u>第39条第5項の規定により知事が指定した区域(以下「制限区域」という。)内において、知事が別に定め</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「<u>法</u>」という。)第26条の規定に基づき、県が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第4条 知事は、漁港の区域内の陸域(<u>法</u>第39条第1項の公共空地及び甲種漁港施設である土地を除く。)の一部を漁港施設の保全のために必要な限度において、行為制限区域として指定することができる。</p> <p>2 前項の指定を受けた区域内において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘さくをしようとする者は、知事の承認を受けなければならない。ただし、<u>法</u>第17条第1項、第18条第1項又は第19条第1項の特定漁港漁場整備事業計画によってする行為及び規則で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(指定船舶についての制限)</p> <p>第9条 <u>法</u>第39条第5項の規定により知事が指定した区域(以下「制限区域」という。)内において、知事が別に定める船舶(以</p>

改正前	改正後
<p>る船舶（以下「指定船舶」という。）の停係泊を行おうとする者又は指定船舶を甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、知事が別に定める施設を使用しなければならない。</p> <p>2 略 （土砂採取料等）</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について<u>漁港漁場整備法第39条第1項の規定により土砂の採取又は占用の許可を受けた者は、土砂採取料等（別表第2の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第3の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額（占有をすることができる期間が1月未満のものに係る占用料にあつては、日割りをもって算定した額）に1.1を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</u></p> <p>2 略</p>	<p>下「指定船舶」という。）の停係泊を行おうとする者又は指定船舶を甲種漁港施設に陸置きしようとする者は、知事が別に定める施設を使用しなければならない。</p> <p>2 略 （土砂採取料等）</p> <p>第14条 漁港の区域内の水域（県以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。）及び公共空地について<u>法第39条第1項の規定により土砂の採取若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）は、土砂採取料等（別表第2の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額の土砂採取料又は別表第3の規定により算定した額の占用料（当該漁港の区域内の水域又は公共空地に係る占用のうち消費税法第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものに係る占用料にあつては、その額（占有をすることができる期間が1月未満のものに係る占用料にあつては、日割りをもって算定した額）に1.1を乗じて得た額の占用料）をいう。以下同じ。）を一括して納付しなければならない。ただし、知事が認めるときは、占用料を知事が定める期間ごとに納付することができる。</u></p> <p>2 略</p>

（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第2条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
(市町等が処理する事務の範囲等)	(市町等が処理する事務の範囲等)																
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。	第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るもののうち、法第24条第1項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>13～30 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～11 略		12 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るもののうち、法第24条第1項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。	略	13～30 略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町又は広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～11 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るもののうち、法第24条第1項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>13～30 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町又は広域連合	1～11 略		12 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るもののうち、法第24条第1項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。	略	13～30 略	
事務	市町又は広域連合																
1～11 略																	
12 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るもののうち、法第24条第1項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。	略																
13～30 略																	
事務	市町又は広域連合																
1～11 略																	
12 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務で市又は町が管理する漁港に係るもののうち、法第24条第1項後段の規定により、他人の土地若しくは水面への立入り又はこれらの使用の許可をすること。	略																
13～30 略																	

(佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例)

第3条 佐賀県一般海域土石採取料等徴収条例（平成13年佐賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。	第2条 この条例において「一般海域」とは、次に掲げる区域以外の海域をいう。
(1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域	(1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。